

○金融庁告示第四十九号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティ
エンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律
第百五号）第百九条第一号の規定による届出（同
法第百八十七条第一項第一号に定める外国保険会
社等の商号の変更）があつたので、同法第百八十
九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

外国保険会社等の商号

ユーラーヘルメス・ドイ
チュラント・アクティエ
ンゲゼルシャフト
（旧商号）ユーラー・ヘ
アルメス・クレジツトフエ
アズイヘルングス・アク
ティエンゲゼルシャフ
ト）